

法の施行以来はじめて いじめ重大事態の調査結果 2件を公表

いじめ防止対策推進法（H25成立）

- いじめの定義を「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」と明確化
- 自殺や不登校などの「重大事態」が起きた場合には教育委員会や学校が調査を行い、事実関係を保護者らに伝えることを義務付け

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

市内中学校で起こった2件のいじめ事案について市長が「重大事態」と認定

いじめ問題対策調査委員会が今年6月までに報告書をまとめる

報告書（調査委員会作成）と所見書（対象生徒・保護者作成）をホームページで公開

法の施行以来はじめて いじめ重大事態の調査結果 2件を公表

ケース1の概要

- ◆ 令和4年度に市立中学1年生だった生徒が、同級生2名との人間関係に起因し、令和5年1月に登校困難となり、その後、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断され、長期欠席に至った。

【委員会の調査結果】

次の行為をいじめと認定

- ・ 加害生徒の1名が、被害生徒の言動に立腹し、顔を叩いた
- ・ LINEグループ内において、加害生徒らが一方的に被害生徒を責め立て、誹謗中傷や脅迫と受け取れるメッセージを継続的に投稿した
- ・ 罰ゲームとして、嫌がる被害生徒に対し、「テストまでノー勉か、髪を切るか」といった理不尽な選択を迫り、前髪を切ることを強要した
- ・ ふざけ合う中で被害生徒の顔に落書きをし、その写真を本人の許可を得たと主張し、クラスLINEに投稿した

法の施行以来はじめて いじめ重大事態の調査結果 2件を公表

ケース1の概要

- ◆ 令和4年度に市立中学1年生だった生徒が、同級生2名との人間関係に起因し、令和5年1月に登校困難となり、その後、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断され、長期欠席に至った。

再発防止のための提言

当该校に対して

- 1 初期対応として極めて重要、学校内いじめ対策組織が網羅的に事実を把握
- 2 SNS上のトラブルに対し、警察と連携した情報リテラシー教育や相談できる体制が必要

市教育委員会に対して

- 1 重大事態が発生した場合に、学校が教育委員会に速やかに報告することを徹底
- 2 いじめの早期発見及び初期対応に関する全職員を対象とした研修機会の設定

学校・教育委員会の対応に対する所見

- ・ 学校の初期の組織的対応の遅れがいじめの重篤化を招いた一因と考えられ、対応が十分であったとは言えない。
- ・ 学校から教育委員会への第一報も遅れたため、教育委員会による適時適切な指導・助言が困難な状況であった。
- ・ 学校が被害生徒や保護者と真摯に向き合い、支援会議を重ね、被害生徒の学校復帰を実現させたことは、特筆すべき点

法の施行以来はじめて いじめ重大事態の調査結果 2件を公表

ケース2の概要

- ◆ 令和5年度に市立中学校の1年生だった生徒が、学校の不適切な対応を受けて不登校となり、自殺企図に至った。生徒には持病や発達特性があり、対応に様々な配慮が必要だったが、校内で情報が共有されなかったほか、担任による荒々しい言葉や差別的な発言などの指導があった。 「重大事態」に準ずる対応の必要ありと判断し、調査

【委員会の調査結果】

不適切な対応の疑いと確認

- ・ 中学校に進学する際、配慮が必要な事項等の内容を他の職員(担任や養護教諭)に伝えられなかったこと
本人や保護者に対して支援体制そのものに不安感を抱かせ、不適切な支援につながっている
- ・ 担任による荒々しい言葉や差別的な発言、高圧的な態度での指導
生徒の人権に配慮した指導とは言い難く、子どもを人格のある人間として、対等に接しようとする資質に欠けている
- ・ 生徒について校内で全く情報共有がされていなかったこと
本人に関わる校内支援会議に担任も養護教諭も入っておらず、当時の校内体制の不適切さを象徴

法の施行以来はじめて いじめ重大事態の調査結果 2件を公表

ケース2の概要

- ◆ 令和5年度に市立中学校の1年生だった生徒が、学校の不適切な対応を受けて不登校となり、自殺企図に至った。生徒には持病や発達特性があり、対応に様々な配慮が必要だったが、校内で情報が共有されなかったほか、担任による荒々しい言葉や差別的な発言などの指導があった。「重大事態」に準ずる対応の必要ありと判断し、調査

再発防止のための提言

当该校に対して

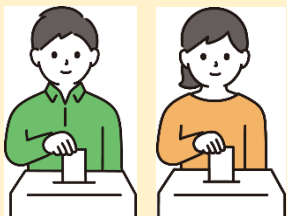
- 1 要配慮生徒の教育相談は5年生の段階から早期の学校見学などを進める。
- 2 要配慮生徒の受け入れには、支援チームを設け、実現可能な支援を保護者と打ち合わせる。

市教育委員会に対して

- 1 子どもに関わる情報は個人が特定されないよう十分配慮して指導するよう注意する。
- 2 学校の対応が難しい場合は、関係課と連携し支援を確実にできる体制をつくる。

学校・教育委員会の対応に対する所見

- ・ 配慮が必要な生徒に対する情報が適切に共有されず、本人に必要な支援・配慮が不十分だったことで自殺企図という重大な事態を招いた。
- ・ 学校・教育委員会は、責任を重く受け止めて二度とこのような生徒を生まないように十分に振り返り、最大限の努力をすることを強く望む



参議院選挙 今月20日までに投票を 市民が投票しやすい環境に

市長記者会見資料

7 . 7 . 8

選挙管理委員会事務局

Point① 高校周辺 “18歳投票後押し”

移動投票所拡充

あがたの森公園 NEW!

7月9日(水) 10:00～19:00

周辺高校:県ヶ丘・松本工業・松商学園・エクセラン・秀峰

【公園以外の移動投票所】

- ◆ **大学** 11日(金) 信州大学、松本大学
- ◆ **奈川地区** 10日(木) 保平公会堂、黒川渡公会堂
- ◆ **安曇地区** 10日(木) ふれあいパーク乗鞍
安曇保健福祉センター
- ◆ **四賀地区** 12日(土) JA松本ハイランド錦部出張所
消防団第26分団詰所前

Point③ 冷房完備 “投票所内の熱中症対策”

投票所変更

7月20日(日)

【投票区】	【新】	【旧】
第6投票区	開明小学校昇降口(南側)	開明小学校体育館
第8投票区	筑摩児童センター	筑摩小学校体育館
第11投票区	安原地区福祉ひろば	旭町小学校体育館
第19投票区	島立小学校図工室	島立体育館
第28投票区	岡田地区福祉ひろば	岡田体育館
第35投票区	今井公民館西館	今井体育館

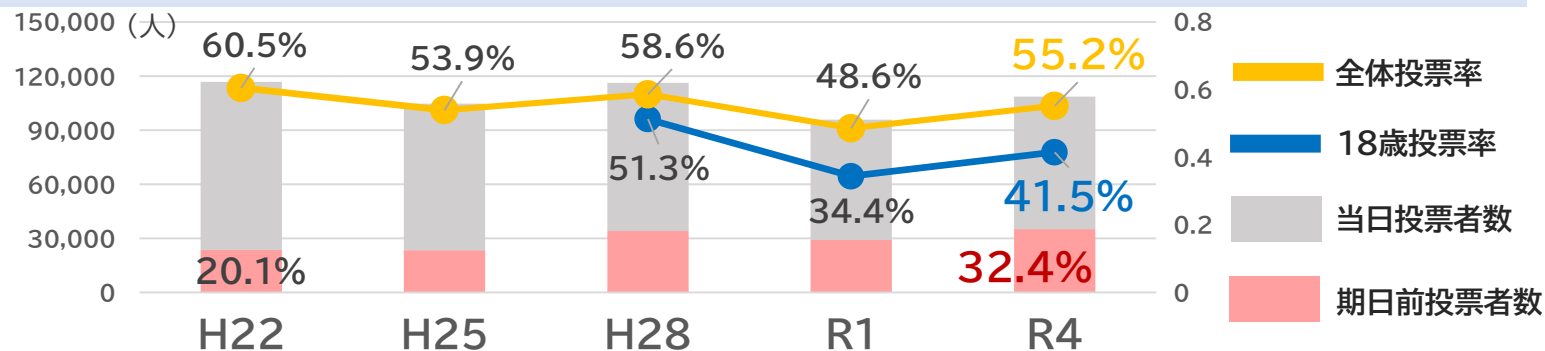
Point② 南部地域 “低投票率対策”

期日前投票所拡充

芳川公民館

7月17日(木)～19日(土)

松本市 参院選投票率 ※R3.4補選除く



7/14
オープニング
イベント

松本・高山を歩いてつなぐ117kmの道程 信飛トレイルがオープン

市長記者会見資料

7 . 7 . 8

アルプスリゾート整備本部

「トレイル」とは

森林や里山を歩きながら**地域の自然や文化**を楽しむ
アウトドアアクティビティ
自然を堪能する文化が根付いた**欧米**で特に親しまれ
トレイルを目的とした**ネイチャーツーリズム**も人気



信飛トレイル

松本・高山を**古道や街道**で結んだトレイルコース
アルプスや里山の風景など、**地域資源**を生かした
新たな魅力創出により、増え続ける**外国人旅行者**
の需要を取り込み、**交流人口の拡大**を図る。

信飛トレイル ルート図

全長:117km
5泊6日を推奨(スルーハイク時)



松本・高山を歩いてつなぐ117kmの道程 信飛トレイルがオープン

市長記者会見資料

7 . 7 . 8

アルプスリゾート整備本部

ハイカー向けサービスの充実

サテライト施設の設置

ハイカーに**情報提供**を行う施設を設置

【設置場所(予定)】

- ・松本市観光情報センター(大手事務所)
- ・上高地インフォメーションセンター
- ・飛騨高山観光案内所(中橋)など
計6か所

レジストレーション(事前登録)

- ・ハイカーに**Web申請登録**を依頼
- ・登録された内容は**事務局から登山届**として提出
- ・登録者に自然災害の注意喚起や**避難情報を発信**

トレイルツアーの造成

ガイドの育成・ガイドツアーの造成

- ・**地域の魅力を伝えられる**ガイドの育成
- ・**体力、嗜好に合わせた**ツアーの造成によるハイカーの拡大

持続可能な運営体制の構築

沿線地域との協力体制

- ・**トレイルコミュニティ**の立ち上げによる**コースの維持・保全活動**の実施
- ・学生向けイベントによる**地域への定着促進・人口定常化・労働力確保**
- ・**仲間づくりや健康増進**を目的とした住民対象のウォーキング イベントの実施



賛助会員の募集

会費をトレイル運営費に活用		(年間)
個人	3,000円	
沿線事業者・団体賛助	8,000円	
企業特別会員	100,000円~	

人員体制の整備

地域おこし協力隊員を専属職員として配置